

二、第3条第1項柱書

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

商標法施行規則

第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標(以下「変化商標」という。)のうち、時間の経過に伴つて変化するもの(以下「動き商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの(前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

第四条の三 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。以下この条において同じ。)からなる商標(以下「立体商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする立体的形状を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により当該立体的形状が特定されるように一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真

第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

- 一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真
- 二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は二以上の図又は写真

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商

標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

1. 「自己の業務」について

「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。

(例)

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

2. 「使用をする商標」について

(1) 「使用をする」とは、指定商品又は指定役務について、出願人又は出願人の支配下にあると実質的に認められる者(以下「出願人等」という。)が、出願商標を現に使用している場合のみならず、将来において出願商標を使用する意思(以下「使用の意思」という。)を有している場合を含む。

(2) 指定役務が、例えば、次のような場合には、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行い得るか確認する。

(例)

指定役務に係る業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合。

- (3) 指定商品又は指定役務について、(ア)又は(イ)に該当するときは、商標の使用及び使用の意思があるかについて合理的な疑義があるものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、下記3.に従い商標の使用又は使用の意思を確認する。

ただし、出願当初から、出願人等における商標の使用又は使用の意思があることが確認できる場合を除く。

- (ア) 第2条第2項に規定する役務(以下「小売等役務」という。)について

- ① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下「総合小売等役務」という。)に該当する役務を個人(自然人をいう。)が指定してきた場合。
- ② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人等が総合小売等役務を行っているとは認められない場合。
- ③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

- (イ) (ア)を除く商品・役務の全般について

- 1 区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。

3. 「使用をする商標」であることの確認について

- (1) 「使用をする商標」であることは、指定商品又は指定役務の各区分において類似群(類似商品・役務審査基準における類似群をいい、類似関係にあると推定する商品又は役務をグルーピングしたものを指す。)ごとに明らかにする必要がある。
- (2) 出願人等における商標の使用又は使用の意思については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を行っているか否か又は行う予定があるか否かを通じて確認する。
- (3) 業務を行っていることの確認について
 - (ア) 総合小売等役務に該当する役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。
 - ① 小売業又は卸売業を行っていること。
 - ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。
 - ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%~70%程度の範囲内であること。
 - (イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次

の方法により確認する。

- ① 出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、ちらし等の印刷物
- ② 出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ③ 出願人等の取扱商品が分かる取引書類(注文伝票、納品書、請求書、領収書等)
- ④ 出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事
- ⑤ (総合小売等役務の場合)小売等役務に係る商品の売上高が判る資料

(4) 業務を行う予定があることの確認について

- (7) 出願人等が出願後3～4年以内(登録後3年に相当する時期まで)に商標の使用を開始する意思がある場合に、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があると判断する。
- (イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類の提出を求める。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該予定している業務の準備状況に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

4. 国際商標登録出願について

- (1) 国際商標登録出願について、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかとなるときは、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。
- (2) 国際商標登録出願において、団体商標に相当する商標である旨の記載がされている場合、第7条第3項に規定する証明書(第7条第1項の法人であることを証する書面)の提出がされない場合は、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

なお、団体商標の商標登録出願(国内出願)については、補正指令(方式)の対象とする。

5. 団体商標について

団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、本項柱書(第7条第2項の規定により読み替えて適

用)により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) 立体的形状（複数の立体的形状からなるものを含む。以下同じ。）を表す場合

(ア) 立体商標と認められない例



(解説) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

(イ) 立体商標と認められる例



(解説) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されており、立体的形状又は立体的形状と文字、図形、記号又は色彩が結合しているものと認識される。

(2) 立体的形状と文字、図形、記号が結合しているものと認められない場合

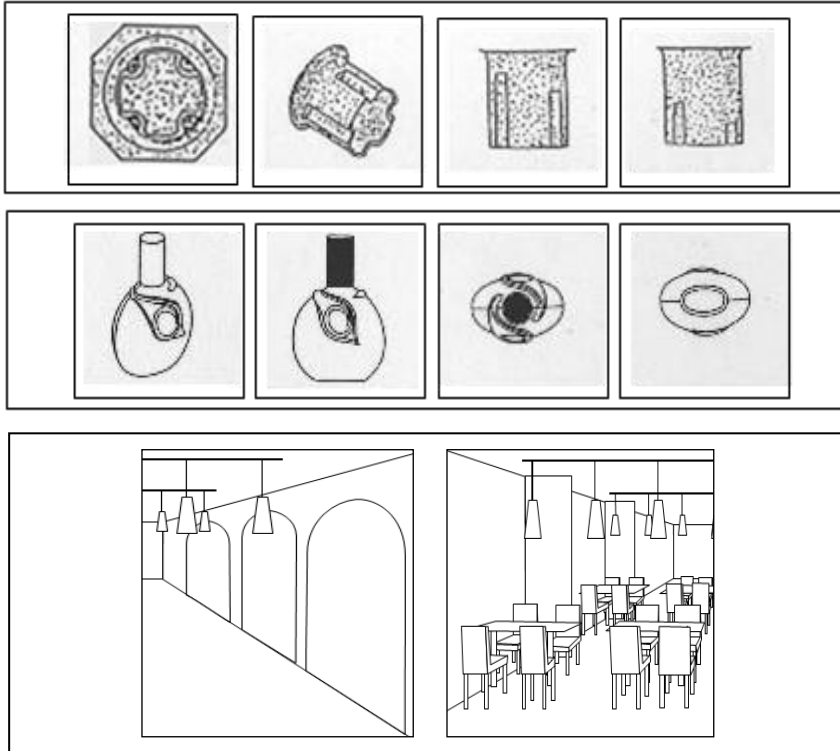


(解説) 文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の

物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

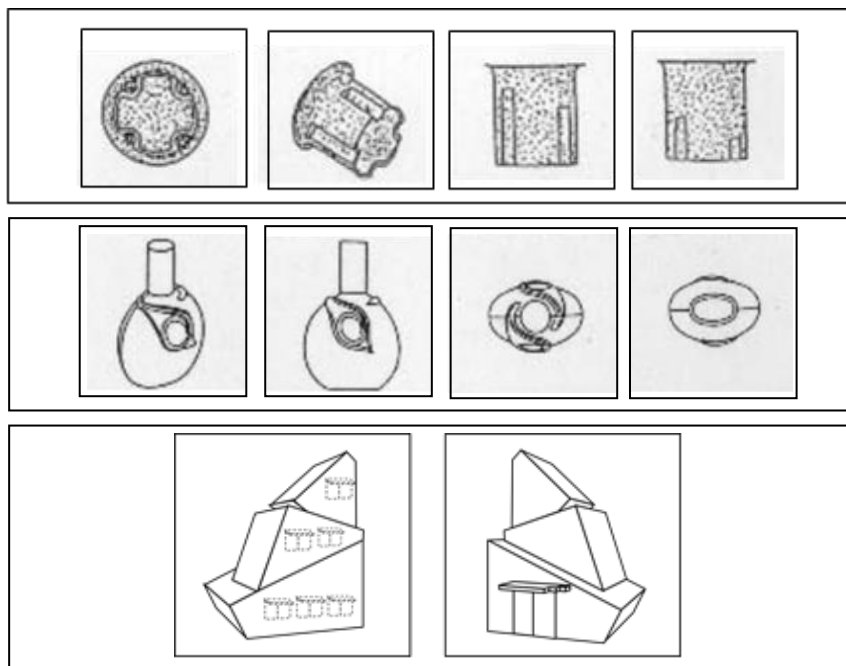
(3) 願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合

(ア) 立体商標と認められない例



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状や色彩が合致しておらず、一つの立体商標として特定されていない。

(イ) 立体商標と認められる例



(解説) 複数の図によって記載されているが、各図が表す立体的形状が合致しており、一つの立体商標として特定されている。

(4) 商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くこと等（以下「実線・破線等の描き分け」という。）により記載されている場合

(7) 立体商標と認められない例

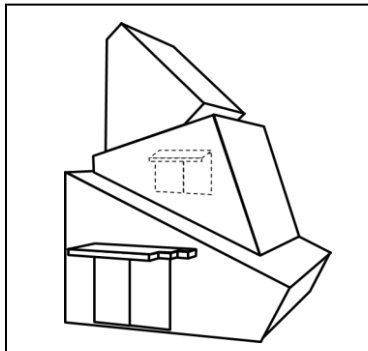
(例)

① 実線・破線等の描き分けがあるが、商標の詳細な説明の記載がない場合

② 実線・破線等の描き分けがあり、商標の詳細な説明の記載があるが、商標を構成しない部分（破線等）の説明がない場合

(イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

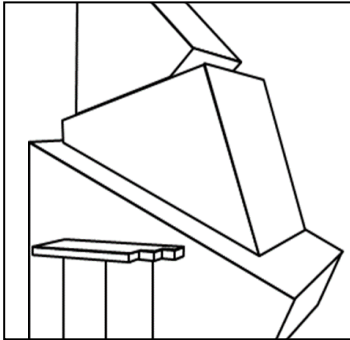
【指定商品（指定役務）】飲食物の提供

(解説) 願書に記載した商標に、実線・破線等の描き分けがあり、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、立体商標としての構成及び態様が特定されている。

(5) 立体商標（実線・破線等の描き分けがある場合には商標を構成する部分）の端が商標記載欄の枠により切れている場合

(7) 立体商標と認められない例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観の一部を表したものである。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

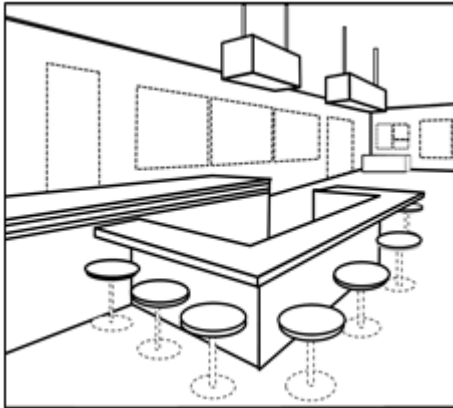
【第43類】

【指定商品（指定役務）】飲食物の提供

(解説) 願書に記載した商標は、立体商標の全体を表示することが可能であるにもかかわらず、その全体を表示していないため、立体商標としての構成及び態様が具体的に特定されていない。

(イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

この商標登録出願に係る商標（以下「商標という。」）は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第43類】

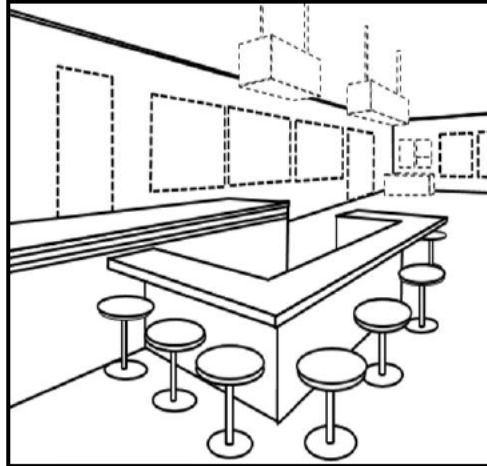
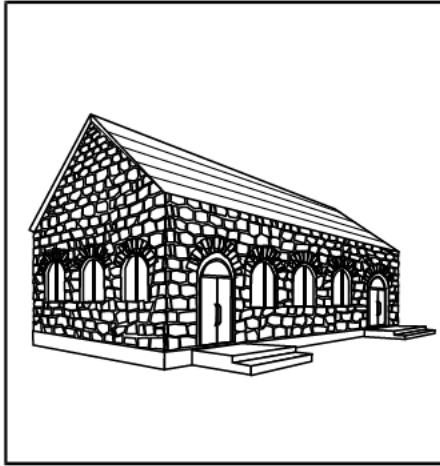
【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

(解説) 内装のように立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であって、当該立体商標の端が商標記載欄の枠により切れることがやむを得ない場合は、商標の詳細な説明の記載により立体的形状の内部の構成を表示した立体商標である旨を明らかにした場合に限り、商標記載欄に記載された範囲で立体商標としての構成及び態様が特定されていると判断する。

(6) 外観・内装双方を含む構成からなる立体商標の場合

(7) 立体商標と認められない例

【商標登録を受けようとする商標】



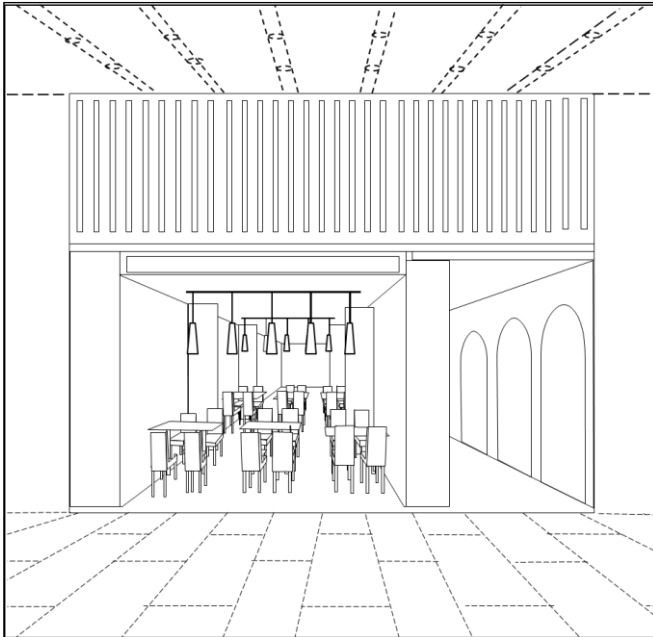
【立体商標】

【商標の詳細な説明】（略）

（解説） 立体商標について、外観・内装それぞれを別の図で記載した場合には、一つの立体商標として特定されていないと判断する。

(イ) 立体商標と認められる例

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立体商標であり、縦線模様の装飾を含む店舗の外観、並びにテーブル、椅子、ペンダント照明及びアーチ状の壁面装飾を含む内装を表す立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗を設置する建物の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 43 類】

【指定商品（指定役務）】 飲食物の提供

（解説） 店舗の外観を表示した図に、内装が含まれており、一つの立体商標として特定されていると判断する。

(7) 商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第10類】

【指定商品（指定役務）】 衛生マスク，医療用手袋

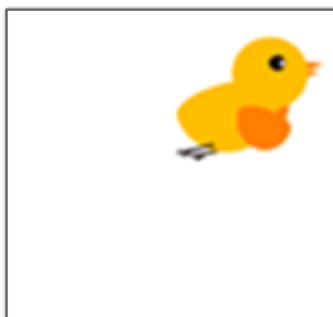
（解説） この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。

7. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が動き商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) 動き商標を構成すると認められない例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。



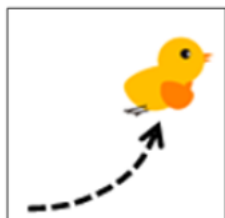
（解説） 一枚の図によって記載されており、指示線もないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない。

(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例1) 一枚の図によって記載されている例(標章が変化せず移動する例)

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

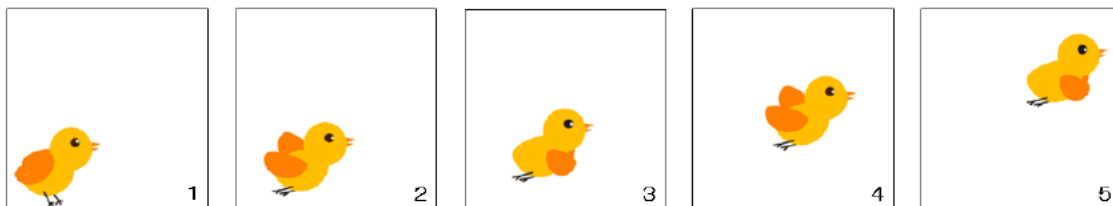
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。
鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。
この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 異なる複数の図によって記載されている例

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。
鳥が、図1から図5にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

8. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標がホログラム商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標から、ホログラフィーその他の方法による視覚効果(立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等)による標章の変化の状態が確認できない場合。



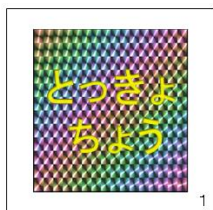
(解説) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度の違いから別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない。

(2) ホログラム商標と認められる例

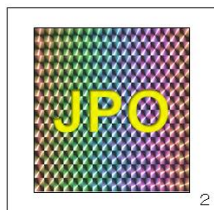
願書に記載した商標から、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例) 複数の表示面が表示されるホログラム商標

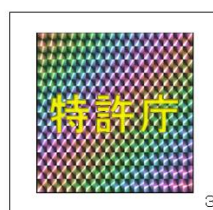
【商標登録を受けようとする商標】



1



2



3

【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

9. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が色彩のみからなる商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

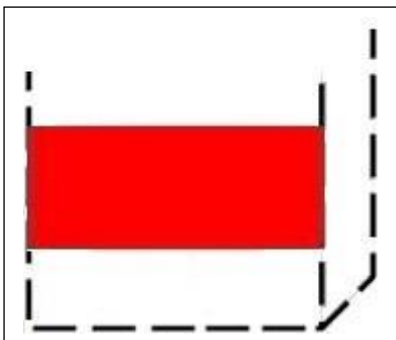
(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

(ア) 願書に記載した商標から、文字や図形等を認識させることが明らかである場合



(イ) 願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における位置が特定されていると認められない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器の前面中央部を赤色(RGBの組合せ：R255, G 0, B 0)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第5類】

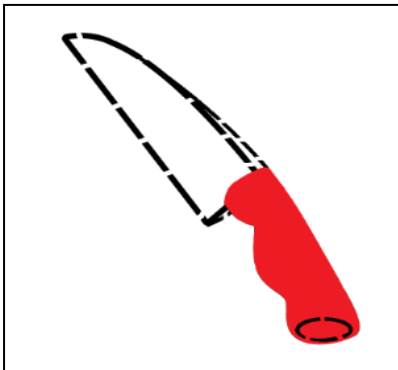
【指定商品(指定役務)】 薬剤

(解説) この場合、標章を付する対象たる包装容器を表す破線が、全体像を表していないため、標章を付する位置が定まらず、商品における位置を特定することができない。

なお、商標登録を受けようとする商標を変更する補正は、要旨変更にあたる。

(ウ) 商標の詳細な説明に、標章が色彩と図形等と結合したものであると特定させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、赤色(RGBの組合せ：R255，G 0，B 0)の包丁の柄の部分の波形の形状からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

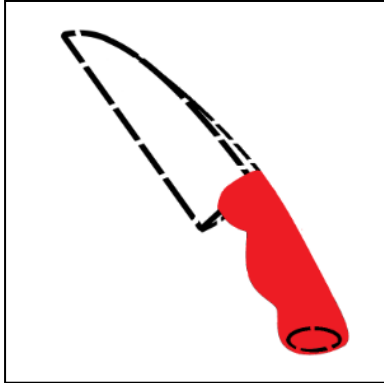
【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

(解説) この場合、商標の詳細な説明に基づいて、標章は色彩と立体的形状との結合として認定される。そのため、本項柱書及び第5条第5項の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を同時に通知する。これに対し、商標の詳細な説明において、標章が色彩のみからなるものであることが明確になるように、例えば、「包丁の柄の部分に赤色(RGBの組合せ：R255，G 0，B 0)とする構成からなる」等に補正する必要がある。

- (エ) 色彩を付する位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色(RGBの組合せ：R255, G 0, B 0)とする構成からなる。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】包丁, 手動バリカン

(解説) この場合、商品「手動バリカン」には包丁の柄の部分に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を、「包丁」のみに補正をする必要がある。

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

- (ア) 願書に記載した商標から、標章が色彩のみであることが確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合

(例 1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



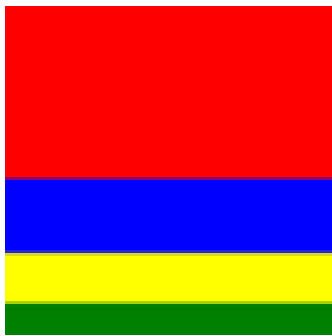
【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色 (RGBの組合せ : R255, G 0, B 0) のみからなるものである。

(例 2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

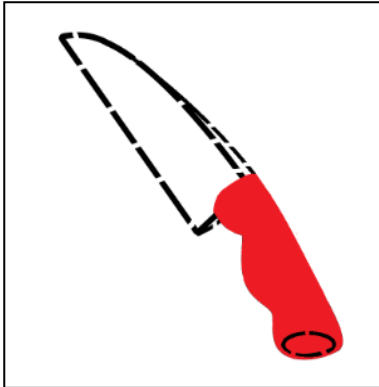
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色 (RGBの組合せ : R255, G 0, B 0)、青色 (RGBの組合せ : R 0, G 0, B255)、黄色 (RGBの組合せ : R255, G255, B 0)、緑色 (RGBの組合せ : R 0, G128, B 0) であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

(イ) 商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標について、願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示してあり、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合

(例1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色(RGBの組合せ：R255, G0, B0)とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

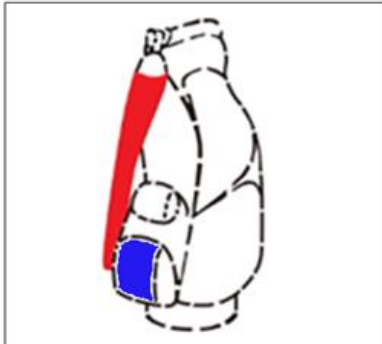
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

(例 2) 商品等における位置(複数)を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分⁸を赤色(RGBの組合せ：R255, G 0, B 0)、ポケットの正面部分を青色(RGBの組合せ：R36, G26, B240)とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品(指定役務)】 ゴルフクラブ用バッグ

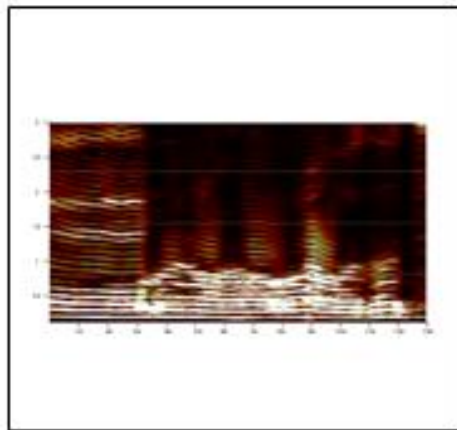
10. 音商標について

音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が音商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) 音商標と認められない例

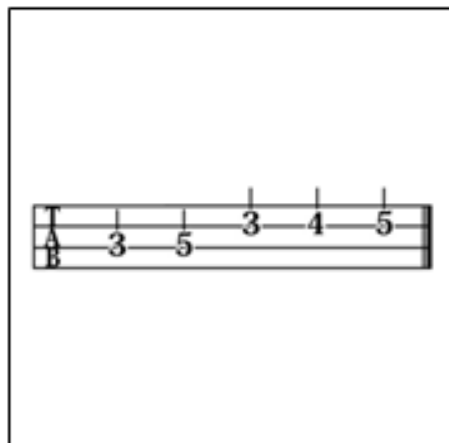
- (ア) 願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の、音を特定するために必要な記載以外の記載がなされている場合
- (イ) 願書に記載した商標が、商標法施行規則第4条の5に定める方法以外の方法で記載されている場合

(例1) サウンドスペクトログラム(ソノグラム)により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム(ソノグラム)とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

(例2) タブラチュア譜(タブ譜、奏法譜)や文字譜により記載されている場合



(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のこと
で、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

(2) 音商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標法施行規則第4条の5に規定された方法により記載され、音を特定するための次に掲げる事項の記載がなされている場合。

(ア) 五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号(ト音記号等)
- ③ テンポ(メトロノーム記号や速度標語)
- ④ 拍子記号(4分の4拍子等)
- ⑤ 言語的要素(歌詞等が含まれるとき)

(例 1)



(例 2)

Example 2 shows a multi-staff arrangement for Piano, Guitar, Bass, and Tambourine. The tempo is 120. The Piano part has a melody of G4, A4, B4. The Guitar part has a melody of G4, A4, B4. The Bass part has a melody of G3, A3, B3. The Tambourine part has a rhythmic pattern of eighth notes.

(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(例3)

【商標登録を受けようとする商標】



(例)

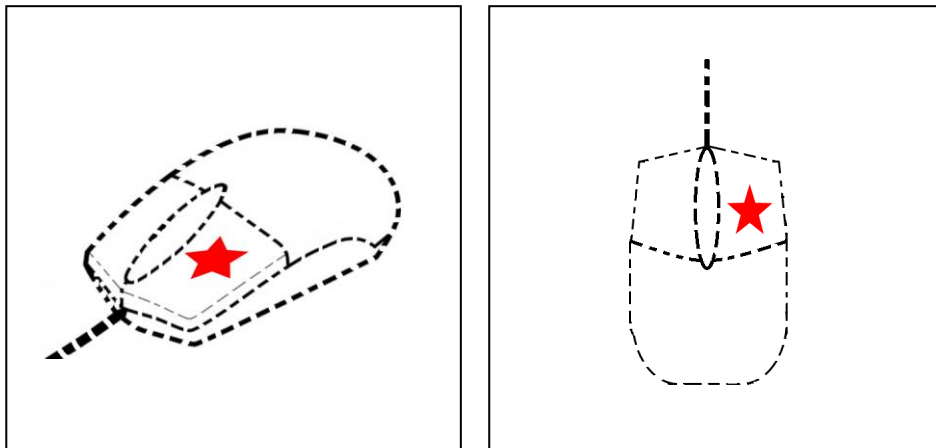
本商標は、「パンパン」と2回手をたたく音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。

11. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しないと判断する。

(1) 位置商標と認められない例

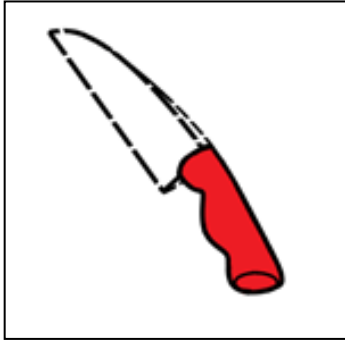
(ア) 願書に記載した商標から、標章を付する位置が特定されない場合



(解説) 複数示された各図において、標章(図形)の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置を特定することができない。

- (イ) 願書に記載した商標及び商標の詳細な説明に、標章が色彩のみからなると認識し得る記載がなされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

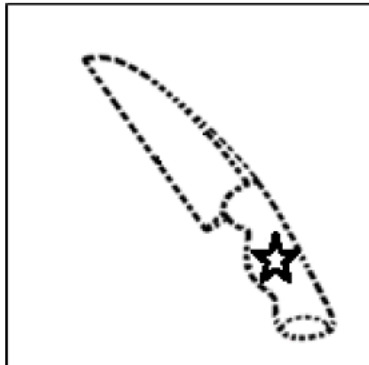
【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

(解説) 位置商標は、商標法施行規則第4条の6により、標章の要件として、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。」とされており、「色彩のみ」を標章とすることは認められていないため、色彩と結合する標章がいかなるものであるかを、商標の詳細な説明において明確にする必要がある。この事例においては、「包丁の柄の部分を赤色とする」との記載が、「包丁の柄の部分」に「赤色」という色彩の標章を付するものとも解釈し得るため、標章が色彩のみからなるものと認識され得る。そのため、第3条第1項柱書及び第5条第5項の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を同時に通知する。この場合、商標の詳細な説明において、標章が立体的形状と色彩の組合せからなるものであることが明確になるように、例えば、「包丁の柄の部分を赤色とした立体的形状からなる」等に補正をする必要がある。

- (ウ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 はさみ類，包丁類，すみつぼ類

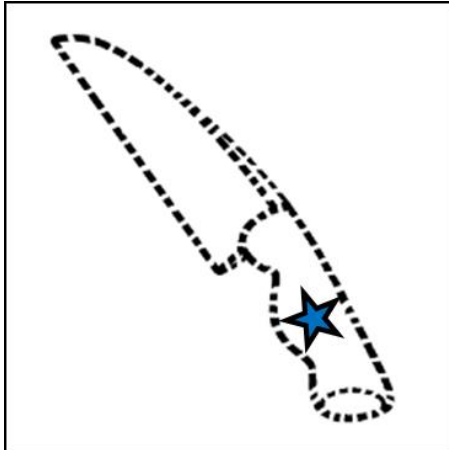
(解説) この場合、商品「はさみ類，すみつぼ類」には包丁の柄に相当する位置を特定することができないから、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「包丁類」のみに補正する必要がある。

(2) 位置商標と認められる例

願書に記載した商標が、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描くことにより標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示したと認めることができ、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の側面中央部分に付された星型の図形からなる。

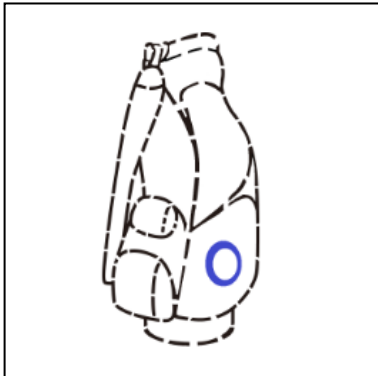
なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

(例 2)

【商標登録を受けようとする商標】**【位置商標】****【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**【第28類】**

【指定商品(指定役務)】 ゴルフクラブ用バッグ

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[25.71](#) 国際商標登録出願について「商標の音訳」、「商標の翻訳」又は「商標の記述についての記載があった場合の取扱い

[27.01](#) 団体商標の取扱いについて

[27.71](#) 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark、or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

[41.100.01](#) 出願人の名義変更があった場合の第3条第1項柱書きの取扱い

[41.100.03](#) 商標の使用または商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について

- 49.01 立体商標の願書への記載について
- 52.01 動き商標の願書への記載について
- 54.01 色彩のみからなる商標の願書への記載（商標の記載）について
- 54.04 色彩のみからなる商標の出願における複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い
- 55.01 音商標の願書への記載及び物件について
- 55.02 音商標の願書への記載（五線譜にて商標を表す場合）について
- 55.03 音商標の願書への記載（文字にて商標を表す場合）について
- 55.04 音商標の願書への記載（五線譜及び文字の組み合わせにて商標を表す場合）について
- 56.01 位置商標の願書への記載について
- 56.02 位置商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

○[審判決要約集（第3条第1項柱書）](#)